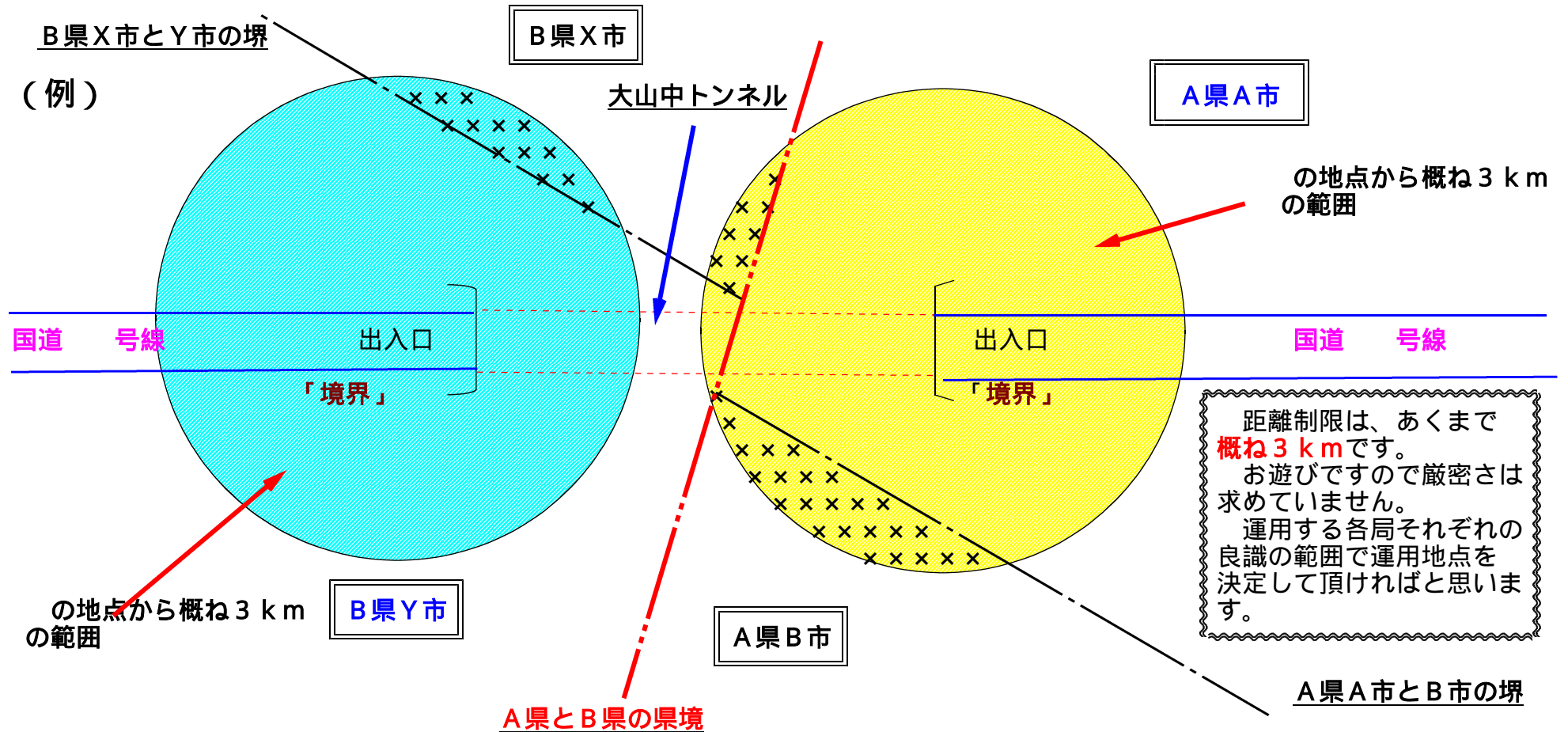


アワードに有効な「境界」での運用地点の考え方



- 上記の例の場合、「境界」は、トンネルの出入口の市区町村ですので、 大山中トンネル（A県A市）、 大山中トンネル（B県Y市）の2つです。
- このアワードに有効となるためには、トンネルの出入口からそれぞれ概ね3km以内で同一市区町村ですので、「境界」 の場合は上記の黄色の範囲内で、A県A市の範囲、「境界」 の場合は上記の水色の範囲内でB県Y市の範囲となります。それぞれの色の「x」の部分は、出入口と異なる市町村ですので、対象外となります。（トンネル以外の橋、峠等でも考え方は同じです。原則として、トンネル又は橋の通る所の都道府県境等の両端です。）
- 運用地点は、国道又は高速道路に接していなくてもかまいません。また、国道又は高速道路上である必要もありません。この範囲内であれば、河原、土手、公園、畑、有料駐車場などでもかまいませんし、この範囲内に固定局（常駐場所）があれば、それも有効です。（基本的に「始発駅アワード」と同じ考え方です。）